

參考資料

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会において、唐津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(実行委員会の委員)

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）を委員とし、委員をもって組織する。

- (1) 関係競技団体、その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 唐津市議会を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

2 会長及び委員は無報酬とする。

(役員の定数及び選任)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 常任委員 30名以内

(4) 監事 2名

2 会長は、唐津市長をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事は、委員の中から総会において選任する。

4 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の業務執行及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはでき

ない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長がこれを務める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関するこ

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関するこ

(4) その他委員長が必要と認める事項に関するこ

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会について準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるものほか、専門委員会に関する必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、同項中「委員及び役員」とあるのは「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 その他事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の收支予算は、総会の議決により定め、收支決算是、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度の会計年度については、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、唐津市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年11月6日から施行する。

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会委員・役員等

(順不同・敬称略)

会長 1名

令和5年4月28日現在

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
市関係	唐津市	市長	峰 達郎

副会長 5名

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
市議会関係	唐津市議会	議長	笛山 茂成
スポーツ関係	(公財) 唐津市スポーツ協会	会長	岩本 真二
市関係	唐津市	副市長	脇山 秀明
市関係	唐津市	副市長	脇山 行人
市関係	唐津市教育委員会	教育長	栗原 宣康

常任委員 25名

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
スポーツ関係	佐賀県軟式野球連盟	理事長	鶴 登
スポーツ関係	NPO法人佐賀県ヨット連盟	理事長	藤原 雄
スポーツ関係	佐賀県ソフトテニス連盟	会長	石井 秀夫
スポーツ関係	(一社)佐賀県バスケットボール協会	会長	祖岩 亨道
スポーツ関係	佐賀県トライアスロン協会	会長	川添 豊
スポーツ関係	佐賀県バドミントン協会	会長	宮島 治
スポーツ関係	九州綱引連盟	理事長	江畠 芳幸
スポーツ関係	佐賀県高等学校体育連盟	会長	牛島 徹
スポーツ関係	唐津地区中学校体育連盟	会長	永田 泰志
スポーツ関係	唐津市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	木原 啓介
教育・学校関係	唐津地区校長会	会長	宮本 克一
教育・学校関係	唐松地区校長会	会長	東福 昌勝
教育・学校関係	佐賀県私立中学高等学校長会	唐津地区代表	渡邊 義浩
産業・経済関係	唐津商工会議所	会頭	宮島 清一
産業・経済関係	唐津東商工会	会長	富永 祐司
産業・経済関係	唐津上場商工会	会長	坂本 金満
医療・福祉関係	(一社)唐津東松浦医師会	会長	渡辺 尚
医療・福祉関係	(福)唐津市社会福祉協議会	会長	吉田 善道
医療・福祉関係	唐津市身体障害者連絡協会	会長	山崎 一夫
宿泊・観光・衛生	(一社)唐津観光協会	会長	坂本 直樹

社会・文化・環境	唐津地区行政連絡員会	会長	奥村 豊
社会・文化・環境	相知地区行政連絡員会	会長	小野 史朗
社会・文化・環境	鎮西地区行政連絡員	代表	前川 金行
通信・輸送・交通	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	会長	金子 晴信
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部	部長	野田 和成

監事 2名

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
市関係	唐津市監査委員事務局	事務局長	吉森 純一郎
市関係	唐津市会計管理者	会計管理者	新 美 紀

委員 47名

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
スポーツ関係	唐津市軟式野球連盟	会長	溝渕 末治
スポーツ関係	唐津市ソフトテニス協会	会長	田 中 命
スポーツ関係	唐津市バスケットボール協会	会長	奥村 豊
スポーツ関係	唐津市バドミントン協会	会長	中村 健一
警備・消防関係	唐津市消防団	団長	川添 弘市
警備・消防関係	唐津市消防本部	消防長	吉田 弘志
教育・学校関係	(一社)佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会	唐津地区代表	松下 誠利
教育・学校関係	唐津市保育会	会長	齊藤 隆沙
産業・経済関係	(一社)唐津青年会議所	理事長	古館 剛
産業・経済関係	九州電力送配電(株)佐賀支社配電部唐津配電事業所	所長	中島 隆博
産業・経済関係	唐津農業協同組合	代表理事組合長	堤 武彦
産業・経済関係	まつら森林組合	代表理事組合長	嶺川 美實
産業・経済関係	佐賀玄海漁業協同組合	代表理事組合長	川寄 和正
医療・福祉関係	(一社)唐津東松浦歯科医師会	会長	田邊 隆
医療・福祉関係	(一社)唐津東松浦薬剤師会	会長	酒井 清二
医療・福祉関係	(公社)佐賀県看護協会	看護協会北部地区支部長	片渕 信子
宿泊・観光・衛生	唐津市食生活改善推進協議会	会長	加茂 洋子
宿泊・観光・衛生	(公社)佐賀県食品衛生協会唐津支部	支部長	藤崎 臨
宿泊・観光・衛生	(公社)佐賀県栄養士会唐津支部	支部長	井上 祥子
宿泊・観光・衛生	唐津市旅館協同組合	理事長	松下 隆義
宿泊・観光・衛生	呼子鎮西旅館組合	組合長	古館 博
宿泊・観光・衛生	唐津料飲業協同組合	理事長	東江 俊文
社会・文化・環境	唐津市公民館連合会	会長	山下 定則
社会・文化・環境	(公財)唐津市文化事業団	理事長	今村 繁公

社会・文化・環境	唐津市男女共同参画ネットワーク“レゾナ”	会長	深川 ひろみ
社会・文化・環境	唐津市地域婦人連絡協議会	会長	谷口 繁美
通信・輸送・交通	唐津市交通安全指導員会	会長	吉田 秀樹
市関係	唐津市政策部	部長	濱口 智
市関係	唐津市総務部	部長	草野 陽
市関係	唐津市財務部	部長	青山 泰三
市関係	唐津市地域交流部	部長	江頭 雅彦
市関係	唐津市市民環境部	部長	緒方 俊寿
市関係	唐津市保健福祉部	部長	田中 寿幸
市関係	唐津市農林水産部	部長	木下 恵介
市関係	唐津市経済部	部長	八島 大三
市関係	唐津市都市整備部	部長	岩熊 真一
市関係	唐津市教育委員会事務局	教育部長	中山 誠
市関係	唐津市ボートレース企業局	企業局長	櫻庭 佳輝
市関係	唐津市上下水道局	局長	中道 順三
市関係	唐津市浜玉市民センター	市民センター長	白津 健二
市関係	唐津市巣木市民センター	市民センター長	篠原 正彦
市関係	唐津市相知市民センター	市民センター長	黒木 寿昭
市関係	唐津市北波多市民センター	市民センター長	木村 佳商
市関係	唐津市肥前市民センター	市民センター長	古川 照男
市関係	唐津市鎮西市民センター	市民センター長	江副 徳博
市関係	唐津市呼子市民センター	市民センター長	斎藤 康
市関係	唐津市七山市民センター	市民センター長	青木 和臣

顧問 4名

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
教育・学校関係	唐津市教育委員会	委員	宮崎 美和
教育・学校関係	唐津市教育委員会	委員	篠原 智文
教育・学校関係	唐津市教育委員会	委員	石山 貴子
教育・学校関係	唐津市教育委員会	委員	佐伯 玄一郎

参与 17名

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
国関係	唐津海上保安部	部長	林田 保宏
国関係	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所唐津維持出張所	所長	田実 良一
国関係	国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所松浦川出張所	所長	大木 鉄夫
国関係	国土交通省九州地方整備局唐津港湾事務所	所長	橋本 順二

国関係	自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所	所長	竹村 亮太
県関係	唐津警察署	署長	諸泉 孝俊
県関係	唐津保健福祉事務所	所長	原 和 弘
報道関係	(株)朝日新聞社佐賀総局	総局長	熊谷 徹也
報道関係	(株)毎日新聞社佐賀支局	支局長	西脇 真一
報道関係	(株)読売新聞社佐賀支局	支局長	佐々木 浩人
報道関係	(株)佐賀新聞社唐津支社	支社長	松田 育
報道関係	(株)西日本新聞社佐賀総局	総局長	植田 祐一
報道関係	(一社)共同通信社佐賀支局	支局長	千々松 邦夫
報道関係	(株)時事通信社佐賀支局	支局長	川口 兼治
報道関係	(株)サガテレビ唐津支局	支局長	鶴丸 英樹
報道関係	(株)ぴーぷる	代表取締役社長	中村 隆
報道関係	FMからつ(株)	代表取締役	森田 淳

会長 1名、副会長 5名、常任委員 25名、監事 2名、委員 47名、顧問 4名、参与 17名

合計101名

SAGA2024国スポーツ・全障スポーツ唐津市開催推進総合計画

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）の成功に向け、第78回国民スポーツ大会唐津市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 総務企画関係

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、SAGA2024を一過性のものとせず、将来の「市民力・地域力によるまちづくり」の実現につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

SAGA2024に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、次の項目について検討し、効果的な広報活動を展開するとともに、本市の持つ歴史・伝統・文化・自然・食など「海と緑にかこまれたここちよい唐津」の魅力を全国に向けて発信する。

ア 愛称、スローガン等の活用による広報

イ 印刷物等による広報

ウ 多様なメディアによる広報

エ イベント等による広報

オ 工作物等による広報

カ 大会報告書等による広報

(4) 市民運動

市民一人ひとりが積極的に参加し大会を盛り上げていくために、次の項目について検討し、市民の一体感をもった活動により、本市のまちづくりの基本理念の一つである「市民力」の向上につなげる。

ア 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

イ 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

ウ スポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を進める大会

エ 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

オ 環境に配慮したクリーンで快適な大会

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、次の項目について検討し、心のこもったおもてなしを提供する。

- ア 歓迎装飾の実施
- イ 案内所の設置等
- ウ 休憩所の設置
- エ 売店等の設置
- オ おもてなしの提供

2 競技式典関係

(1) 競技運営

県等と連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、用具等については、現有のものを活用するなど効率的に整備するため、次の項目について検討し、大会運営に万全を期する。

- ア 競技会の運営
- イ 競技役員等の編成
- ウ 競技用具の整備
- エ 競技記録
- オ リハーサル大会

(2) 式典

県等と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、次の項目について検討し、本市の特色を生かした式典とする。

- ア 開始式
- イ 表彰式
- ウ 式典音楽
- エ 炬火イベント

(3) 施設整備

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を踏まえ、次の項目について検討し、既存施設の有効活用を図るとともに、SAGA2024開催後の市民の施設利用にも配慮した整備に努める。

- ア 競技施設の整備

- イ 練習会場の整備
- ウ 臨時仮設物の整備

3 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

選手・監督をはじめ大会関係者等の宿泊については、宿泊施設や県等と連携し、安全で快適な宿舎の確保を図るとともに、次の項目について検討し、受け入れ体制に万全を期する。

- ア 宿舎
- イ 配宿
- ウ 宿泊料金
- エ 食事

(2) 医事・衛生

大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と連携し、医事・衛生体制の確立を図るとともに、次の項目について検討し、SAGA2024に関わる全ての方々の健康管理に努める。

- ア 医療救護
- イ 防疫
- ウ 食品衛生
- エ 環境衛生

4 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者や県等との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、次の項目について検討し、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和や環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

- ア 輸送対策
- イ 交通対策
- ウ 駐車場対策
- エ 環境への配慮

(2) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対策に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と連携しながら、

次の項目について検討し、消防防災・警備体制の確立を図る。

- ア 消防防災対策
- イ 警備対策
- ウ 大規模災害・突発重大事案対策
- エ 関係機関等との連絡調整

SAGA2024輸送・交通基本計画

令和2年（2020年）2月13日
第10回常任委員会決定
令和2年（2020年）10月23日
第8回総会一部改正

SAGA2024輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関及び関係団体等が相互に緊密な連携を図り、第78回国民スポーツ大会（以下「国ス」）及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障ス」）という。の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 参加者

- (ア) 選手団（国ス：選手・監督、全障ス：選手・役員）
- (イ) 都道府県本部役員（国ス）
- (ウ) 大会役員
- (エ) 招待者
- (オ) 競技会役員
- (カ) 競技役員
- (キ) 視察員
- (ク) 報道関係者
- (ケ) 式典出演者
- (コ) 式典実施本部員、式典補助員、式典関係者、式典協力員
- (サ) 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力員
- (シ) 上記の他、県委員会または会場地委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

（2）輸送・交通業務の実施期間

国スにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。

ただし、競技の特殊な事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定めるものとする。

全障スにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

（3）輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、指定乗降地、宿舎、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、輸送実施計画等に基づき行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

2 全国輸送

(1) 輸送の範囲

国スポにおける全国輸送は、各都道府県選手団、都道府県本部役員等の出発地から宿舎までの間、及び離県の際の宿舎から各都道府県到着地の間の輸送を範囲とする。

全障スポにおける全国輸送は、来県の際の各都道府県参加者の出発地から

(3) イに定める指定乗降地までの間、及び離県の際の指定乗降地から各都道府県到着地までの間の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 全国輸送に係る業務は、県が各会場地市町、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 全国輸送は、原則として自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。なお、(3)アに定める指定下車駅等と宿舎の間は、距離及び公共交通機関の状況等を勘案し、必要に応じて会場地市町が輸送を行うものとする。

(3) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

ア 県は、国スポの全国輸送に当たり、会場地市町と協議のうえ、宿舎の最寄り駅（バス停留所及び空港を含む）から1か所以上を指定下車駅として設定する。指定下車駅は、参加者が来県する際の宿舎までの目標駅となる。

イ 県は、全障スポの全国輸送に当たり、参加者の来県への利便性、駅構内及び周辺のバス乗降場の状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、来県する際に利用する下車駅等及び離県する際に利用する乗車駅等を指定乗降地として設定する。

(4) 輸送・交通案内

県は、輸送・交通の主要拠点及び指定乗降地に総合案内所を、会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。

(5) 「全国輸送実施計画」の策定

県は、関係機関、団体等と調整を図り、「全国輸送実施計画」を策定する。なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対し来会意向調査を実施する。

3 開・閉会式輸送

(1) 輸送の範囲

国スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と(3)に定める指定集合地との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

全障スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と宿舎又は指定集合地若しくは競技会場との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 開・閉会式輸送の業務は、県が各会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 開・閉会式参加者の輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

県は、開・閉会式参加者の計画輸送を円滑に行うため、会場地市町と協議のうえ、参加者の集合・解散場所として、宿舎の近隣に指定集合地を設定する。

なお、国スポの開・閉会式参加者に係る宿舎と指定集合地の間の誘導や輸送は、会場地市町が県と連携して行い、指定集合地において県に引き継ぐものとする。

(4) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 添乗員の配置

計画輸送に使用する借上げバスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の確認のほか事故発生等の緊急時に対応するため、係員が添乗する。

(6) 一般観覧者の輸送

ア 県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関の利用を促進するとともに、鉄道駅及び一般観覧者のための駐車場等と開・閉会式会場の間にシャトルバスを運行する。

イ 自家用車による開・閉会式会場への来場は、身体に障がいのある人等が来場する場合等を除き原則として認めない。

なお、車椅子利用者等専用駐車場を会場内に設置する。

(7) 車両駐車許可証等の交付

開・閉会式会場周辺に乗り入れを認める開・閉会式参加者を輸送する車両等については、乗車区分、駐車区分及び交通誘導計画等を考慮して、別に定める許可証を発行する。

(8) 「開・閉会式輸送実施計画」の策定

県は、式典の実施に係る計画及び開・閉会式会場の整備に係る計画、競技運営計画等と相互に整合性を図り、佐賀市及び関係機関、団体等と調整のうえ、「開・閉会式輸送実施計画」を策定する。

4 競技会場地輸送（国スポ）

(1) 輸送の範囲

競技会場地輸送は、参加者の競技会場、練習会場、(3)に定める指定集合地、指定下車駅、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 競技会場地輸送の業務は、会場地市町が、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

会場地市町は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、参加者の集合・解散場所として、宿舎の近隣に指定集合地を設定する。

(4) 計画輸送経路の設定

会場地市町は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 広域配宿における輸送

会場地市町以外の市町村に所在する旅館等を宿舎とする広域配宿における参加者の輸送は、当該競技の会場地市町が行う。

(6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の参加者の輸送は、関係会場地市町が協議のうえ行う。

(7) 全国輸送及び開・閉会式輸送との連携

会場地市町は、競技会場地輸送を行うにあたっては、全国輸送及び開・閉会式輸送との連携を図るものとする。

(8) 一般観覧者の輸送

会場地市町は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(9) 輸送・交通案内

会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。

(10) 「国スポ競技会場地輸送実施計画」の策定

会場地市町は、本計画に基づき、関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「国スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

5 競技会場地輸送（全障スポ）

(1) 輸送の範囲

競技会場地輸送は、参加者の指定乗降地、競技会場、練習会場、宿舎又は(3)に定める指定集合地、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体

ア 競技会場地輸送の業務は、県が全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

県は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、全障スポ会場地市町と協議のうえ、参加者の集合・解散場所として、宿舎の近隣に指定集合地を設定する。

(4) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 一般観覧者の輸送

県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(6) 輸送・交通案内

県は、指定乗降地等に案内所を設置し、一般観覧者等に対して、輸送・交通案内を行う。

(7) 「全障スポ競技会場地輸送実施計画」の策定

県は、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象

者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「全障スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

6 輸送力と駐車場の確保

(1) 輸送力の確保

ア 全国輸送における輸送力の確保等

県は、現状の公共交通機関の輸送力を踏まえ、必要に応じて、鉄道の増発・増結、航空機の増便等を関係機関、団体等に要請する。

なお、全障スポにおいては、指定乗降地における乗降のサポート、停車時間の延長、車椅子利用者の移動動線の調整その他円滑な輸送に必要な便宜が図られるよう協力を要請する。

イ 開・閉会式輸送及び競技会場地輸送における輸送力の確保

(ア) 借上げバス等の確保

県は、関係機関、団体等の協力を得て、開・閉会式輸送及び全障スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両を確保する。国スポ会場地市町は、関係機関、団体等の協力を得て、国スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、会場地市町ごとの必要バス台数を調査し、会場地市町と協議のうえ、バス確保に向けた必要な対策を講じる。

(イ) 公共交通機関による輸送

県及び会場地市町は、関係機関、団体等の協力を得て、鉄道、路線バスによる輸送力の確保に努める。

なお、必要と認められる場合には鉄道、路線バスの増発、バス路線の変更や停留所の臨時設置などを要請する。

(ウ) 予備車の確保

県及び会場地市町は、予備車を準備して、緊急時に備える。

(2) 駐車場の確保

ア 開・閉会式輸送における駐車場の確保

県は、開・閉会式会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

また、一般観覧者をシャトルバスで輸送するため、一般観覧者のための臨時駐車場を設置する。

イ 競技会場地輸送における駐車場の確保

会場地市町は、国スポの競技会場及び練習会場の周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

県は、全障スポの競技会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、全障スポの会場地市町の協力を得て、会場周辺に駐車場を確保する。

7 交通渋滞及び交通安全対策

(1) 交通渋滞及び交通安全対策

県は、開・閉会式会場及び全障スポの競技会場について、国スポ会場地市町は、国スポの競技会場及び練習会場について、各会場周辺の交通安全と円滑な輸送を図るために、関係機関、団体等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な措置を講じる。

なお、交通の誘導及び交通規制の実施に当たっては、会場周辺の住民等に

広報し協力を要請するとともに、交通案内標識や案内板等の設置や各種広報媒体の活用により周知に努め、関係車両及び一般車両の円滑な交通を確保する。

(2) 輸送・交通業務に係る講習

ア 輸送・交通担当係員の講習

県及び会場地市町は、円滑な輸送を実施するため、必要に応じて輸送・交通担当係員に対して、講習会を実施する。

イ 輸送関係機関の乗務員等の講習

県は、バス、タクシー等の輸送関係機関、団体に対し、業務内容の徹底及びサービス向上のため、必要に応じて、乗務員等に対する講習会の実施を要請する。

(3) 輸送本部の設置

県及び国スポ会場地市町は、本計画に掲げる輸送・交通業務を円滑に推進するため、輸送本部を設置する。

また、県は開・閉会式会場に輸送・交通現地本部を設置する。

8 環境に配慮した運営

(1) 「歩くライフスタイル」の取り組み

県及び会場地市町は、県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるとともに、「歩く」仕掛けを講じるなど、環境に配慮した運営に努める。

9 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。

SAGA2024会場地市町輸送・交通業務指針

SAGA2024輸送・交通基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）における輸送・交通業務のための指針（以下「本指針」という。）を示し、その準備、運営を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 参加者

- (ア) 選手団（選手・監督）
- (イ) 都道府県本部役員
- (ウ) 大会役員
- (エ) 招待者
- (オ) 競技会役員
- (カ) 競技役員
- (キ) 視察員
- (ク) 報道関係者
- (ケ) 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力員
- (コ) 上記の他、会場地委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

（2）輸送・交通業務の実施期間

国スポにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。

ただし、会期前に開催される競技や競技の特殊な事情から必要と認められる場合は、会場地委員会が別に期間を定めるものとする。

（3）輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、宿舎、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、輸送実施計画等に基づき行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と会場地委員会が協議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

2 全国輸送との連携

（1）指定下車駅からの輸送

全国から来県する選手・監督及び役員等について、県が設定する指定下車駅と宿舎の間の輸送については、距離及び公共交通機関の状況等を勘案し、必要に応じて会場地委員会が輸送を行うものとする。

（2）輸送・交通案内

会場地委員会は、指定下車駅に案内所を設置し、参加者に対して輸送・交通案内を行う。

3 開・閉会式輸送

国スポの開・閉会式参加者に係る宿舎と県が設定する開・閉会式時の指定集合地の間の誘導や輸送は、会場地委員会が県実行委員会と連携して行い、指定集合地において県実行委員会に引き継ぐものとする。

4 競技会場地輸送

(1) 輸送の範囲

競技会場地輸送は、参加者の競技会場、練習会場、(3)に定める指定集合地、指定下車駅、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 競技会場地輸送の業務は、会場地委員会が、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

会場地委員会は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、参加者の集合・解散場所として、宿舎の近隣に指定集合地を設定する。

(4) 計画輸送経路の設定

会場地委員会は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 広域配宿における輸送

会場地市町以外の市町に所在する旅館等を宿舎とする広域配宿における参加者の輸送は、当該競技の会場地委員会が行う。

(6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の参加者の輸送は、関係会場地委員会が協議のうえ行う。

(7) 全国輸送及び開・閉会式輸送との連携

会場地委員会は、競技会場地輸送を行うに当たっては、全国輸送及び開・閉会式輸送との連携を図るものとする。

(8) 一般観覧者の輸送

会場地委員会は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(9) 輸送・交通案内

会場地委員会は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。

(10) 「競技会場地輸送実施計画」の策定

会場地委員会は、輸送・交通基本計画及び本指針に基づき、関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「競技会場地輸送実施計画」を策定する。

5 輸送力と駐車場の確保

(1) 輸送力の確保

ア 借上げバス等の確保

会場地委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両の確保に努める。

なお、国スポ期間中は、各競技会場地における輸送に加え、総合開・閉会式輸送においても相当数のバス確保が必要となることから、県実行委員会は、関係機関、団体、バス事業者及び会場地市町と連携して、県内全域でのバスの総量確保に努めるものとする。

イ 公共交通機関による輸送

会場地委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、鉄道、路線バスによる輸送力の確保に努める。

なお、必要と認められる場合には鉄道、路線バスの増発、バス路線の変更や停留所の臨時設置などを要請する。

ウ 予備車の確保

会場地委員会は、予備車を準備して、緊急時に備える。

(2) 駐車場の確保

会場地委員会は、競技会場及び練習会場の周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。なお、会場近くに駐車場が確保できない場合には、パークアンド・ライド等の活用を検討する。

(3) ユニバーサルデザインへの配慮

県実行委員会及び会場地委員会は、(1) 及び (2) の実施に当たり、ユニバーサルデザインに配慮するものとする。

6 交通渋滞及び交通安全対策

(1) 交通渋滞及び交通安全対策

会場地委員会は、競技会場及び練習会場について、各会場周辺の交通安全と円滑な輸送を図るため、関係機関、団体等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な措置を講じる。

なお、交通の誘導及び交通規制の実施に当たっては、会場周辺の住民等に広報し協力を要請するとともに、交通案内標識や案内板等の設置や各種広報媒体の活用により周知に努め、関係車両及び一般車両の円滑な交通を確保する。

(2) 輸送・交通業務に係る講習

ア 輸送・交通担当係員の講習

会場地委員会は、円滑な輸送を実施するため、県実行委員会と連携し、必要に応じて、会場地委員会の輸送・交通担当係員に対して、講習会を実施する。

イ 輸送関係機関等の乗務員等の講習

会場地委員会は、円滑な輸送を実施するため、バス、タクシー等の輸送関係機関及び関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための地区講習会の実施を求めることができる。

(3) 道路の維持管理関係機関との連携

県実行委員会及び会場地委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

(4) 輸送本部の設置

会場地委員会は、本指針に掲げる輸送・交通業務を円滑に推進するため、輸送本部を設置する。

7 環境に配慮した運営

会場地委員会は、県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるとともに、「歩く」仕掛けを講じるなど、環境に配慮した運営に努める。

8 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。

S A G A 2 0 2 4 警備・消防防災基本計画

令和3年（2021年）3月12日
第13回常任委員会決定

S A G A 2 0 2 4 警備・消防防災基本方針に基づき、県及び会場地市町は、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下「関係機関及び団体等」という。）と相互に緊密な連携を図り、次に掲げる業務を実施する。

1 実施業務

（1）自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関すること。
- イ 雜踏事故、事件等の防止に関すること。
- ウ 交通整理誘導に関すること。
- エ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

（2）消防防災業務

- ア 火災その他の災害予防に関すること。
- イ 火災その他の災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む）の確立に関すること。
- ウ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

（3）大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関すること。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関すること。
- ウ 発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

2 実施場所

（1）県

- ア S A G A 2 0 2 4 における開・閉会式会場及び主催する関連イベント会場並びにその周辺の沿道
- イ 国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における県外開催競技の競技会場、練習会場、宿泊施設
- ウ 全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）における競技会場、練習会場、宿泊施設（競技会の運営業務を分担する市町と連携して実施）

(2) 会場地市町

- ア 国スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設及び主催する関連イベント会場並びにその周辺の沿道
- イ 全障スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設（競技会当日の運営業務を分担する県と連携して実施）

3 業務内容

(1) 県

- ア 大会準備期間中
別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおりとする。
- イ 大会開催期間中
別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおりとする。

(2) 会場地市町

県が別途定める「会場地市町警備・消防防災業務指針」による。

4 その他

(1) 事件・事故防止対策及び防火防災対策の推進

県及び会場地市町は、事件・事故防止対策及び防火防災対策推進のため警察、消防機関等へ諸対策の協力を依頼する。

(2) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

別記1

「大会準備期間中における実施細目」

1 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
- イ 自主警備実施計画の作成
- ウ 会場地市町自主警備実施計画の作成支援
- エ 自主警備体制の整備確立
- オ 実地踏査の実施
- カ 通信体制の整備確立
- キ 施設、構造物の安全対策の推進
- ク 警備員等の人員確保と事前研修・訓練の実施
- ケ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 消防防災実施計画の作成
- イ 会場地市町消防防災実施計画の作成支援
- ウ 消防防災体制（救急・救助含む）の整備確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の整備確立
- カ 消防ポンプ自動車、緊急自動車の配備依頼
- キ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
- ク 防火防災意識の啓発活動の推進
- ケ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 会場地市町大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成支援
- ウ 発生に備えた情報収集・連絡体制の整備確立
- エ 発生に備えた通信体制の整備確立
- オ 大会に参加する選手、監督、役員、観察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全確保及び避難誘導体制の確立
- カ 発生に備えた救急・救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の整備確立
- キ 発生した場合の各種対策の周知

別記2

「大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県実施本部（仮称）に県警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (2) 県警備消防防災本部（仮称）は、開・閉会式会場に現地警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (3) 県実施本部（仮称）は、大規模災害・突発重大事案が発生又は発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

2 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）及び施設管理規程に基づく会場管理
- イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 大会参加者等の案内及び誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関及び団体等との緊密な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒及び初期消火活動
- イ 火災その他の災害情報の収集、伝達及び通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検
- オ 消防防災業務に必要な通信施設及びその他機械器具等の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施

- ク 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ケ 火災その他災害の発生時における会場地の消防防災活動状況の把握
- コ 関係機関及び団体等との緊密な連携及び情報交換

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- イ 発生時における大会参加者等の安全確保及び避難誘導
- ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保
- エ 発生時における救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- オ 発生時における通信手段の確保、運用
- カ 発生時における関係機関との緊密な連携
- キ 発生時における県及び市町災害対策本部との連携（各対策本部が設置された場合）

S A G A 2 0 2 4 会場地市町警備・消防防災業務指針

令和 4 年（2022 年）2 月 9 日
第 3 回警備・消防専門委員会決定

1 目的

この指針は、SAGA 2024 警備・消防防災基本計画に基づき、第 78 回国民スポーツ大会において会場地市町が実施する警備・消防防災業務推進の基本的事項を定めることにより、その円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施業務

（1）自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関すること。
- イ 雜踏事故、事件等の防止に関すること。
- ウ 交通整理誘導に関すること。
- エ 警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下「関係機関及び団体等」という。）との緊密な連携に関すること。

（2）消防防災業務

- ア 火災その他災害の予防に関すること。
- イ 火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関すること。
- ウ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

（3）大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関すること。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関すること。
- ウ 発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

3 実施機関

会場地市町は、県と相互に連携を図るとともに、関係機関及び団体等の協力を得て、上記の業務を実施する。

4 実施場所

競技会場、練習会場、宿泊施設及び主催する関連イベント会場並びにその周辺の沿道（以下「競技会場等」という。）について、警備・消防防災業務を実施する。

5 業務内容

(1) 大会準備期間中

別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおりとする。

(2) 大会開催期間中

別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおりとする。

6 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

広域配宿に係る実施業務については、広域配宿を実施する会場地市町が県と連携を図り、当該配宿先を所管する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

(2) 事件・事故防止対策及び防火防災対策の推進

会場地市町は、県と連携を図り、事件・事故防止対策及び防火防災対策推進のため、警察・消防防災機関へ諸対策の協力を依頼する。

(3) 第23回全国障害者スポーツ大会

市町（会場地以外の市町を含む。）の全国障害者スポーツ大会の競技会運営に係る実施業務、実施場所、業務内容については、県が策定する各種実施計画等に基づき、県と連携して実施する。

(4) その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

別記1

「大会準備期間中における実施細目」

1 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
- イ 会場地市町自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の整備確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の整備確立
- カ 施設、構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前研修・訓練の実施
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 会場地市町消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の整備確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の整備確立
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼
- カ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
- キ 防火防災意識の啓発活動の推進
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 会場地市町大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 発生に備えた情報収集・連絡体制の整備確立
- ウ 発生に備えた通信体制の整備確立
- エ 大会に参加する選手、監督、役員、観察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全確保及び避難誘導体制の確立
- オ 発生に備えた救急・救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の整備確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

別記2

「大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

会場地市町は、関係機関及び団体等の指導、助言を得て、競技会場等の規模、内容、施設の状況等に応じた警備・消防防災体制とする。

- (1) 会場地市町実施本部（仮称）に会場地市町警備・消防防災本部（仮称）を置く。
- (2) 会場地市町警備・消防防災本部（仮称）は、必要に応じて競技会場等に現地警備・消防防災本部（仮称）を置く。
- (3) 会場地市町実施本部（仮称）は、大規模災害・突発重大事案が発生又は発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

2 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）及び施設管理規程に基づく会場管理
- イ 会場地市町自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 大会参加者等の案内及び誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関及び団体等との緊密な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒及び初期消火活動
- イ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検

- オ 消防防災業務に必要な通信施設及びその他機械器具等の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ケ 関係機関及び団体等との緊密な連携及び情報交換

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- イ 発生時における大会参加者等の安全確保及び避難誘導
- ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保
- エ 発生時における救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- オ 発生時における通信手段の確保、運用
- カ 発生時における関係機関との緊密な連携
- キ 発生時における県及び市町災害対策本部との連携（各対策本部が設置された場合）